

各国競争法の執行状況とコンプライアンス体制に関する報告書<概要>

- 我が国企業が、国際カルテル事件に関与したとして、複数国の競争当局により摘発される事案が増えている。
- 新興国においても、国際カルテルの摘発件数は増加傾向にある。

⇒ 各国競争当局の執行状況や執行における課題等を整理し、我が国企業が競争当局への対応を図る上で重要となる点を整理。

実効的な競争法コンプライアンス体制の整備につき、我が国企業が留意すべき点について、具体的に提言する。

<今後、我が国企業が留意すべき点（赤字部分を新規に提言）>

1. 平時のコンプライアンス体制

(1) 実効的なコンプライアンス体制の確立
形式のみならず、真に実効的にすべき。

(2) 事業者団体・競合他社との関係

競合他社との接触だけで競争法違反を疑われるケースに注意が必要。

(3) 子会社との関係

親会社責任を意識した子会社管理が必要。
買収時のデューディリジェンスを徹底すべき。

(4) 社内調査

競合他社や隣接業種への当局の調査が開始された際には、速やかに社内調査を実施。

(5) 文書管理体制

日頃より、秘匿特権の主張を意識した文書管理体制の構築及び運用が必要。

2. 違反であるか疑わしい行為が発生した時の社内対応

(1) リニエンシーの申請と情報収集

迅速な情報収集に基づき判断し、適時にリニエンシーを申請する必要がある。
違反行為無しと判断した場合も、後に合理的に説明できるようにすべき。

(2) 秘匿特権の確保

適切に秘匿特権を主張できるよう、秘匿性を確保するための措置をとることが必要。

(3) 証拠となり得る社内資料等の保管

証拠廃棄は処罰され得るほか、当局への有効な協力ができず、不利益となる。
日頃より資料管理を適切に行い、有事の際は証拠保全を図るべき。

3. 当局による執行手続き対応及び民事訴訟対応

(1) 米国について

個人への刑事罰を視野に入れた対応、民事訴訟における和解のタイミング、秘匿特権の主張を含むディスカバリー対応等が必要。

(2) EUについて

当局と適切なコミュニケーションを行い、和解手続への対応の検討も有用。

(3) 中国について

当局の関心分野等を日頃より意識し、調査開始後は、当局に対して誠実に対応すべき。

(4) 新興国について

調査開始後は、当局に対して誠実に対応すべき。

<参考資料> 企業の競争法コンプライアンス体制の根幹について

○経済産業省が平成22年「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」の取りまとめにおいて述べた、競争法コンプライアンス体制の根幹は以下の通り。

<競争法コンプライアンス体制の根幹>

予防	違反の発見	発覚後の対応
<ul style="list-style-type: none">○トップの意識改革及び全社的な遵法意識の浸透○コンプライアンス担当部署の整備○コンプライアンス・ルールの策定<ul style="list-style-type: none">・罰則等、違反企業(者)が被る不利益の明示・禁止事項の具体例・競合他社との接触時の注意事項・統計情報の取扱い・文書作成・管理ルール・違反者に対する懲戒・定期的な内容の見直し○効果的な研修<ul style="list-style-type: none">・適切な対象者の選定・繰り返しの実施	<ul style="list-style-type: none">○内部監査制度の効果的な活用<ul style="list-style-type: none">・対象は競合他社と接触する部署・記録等ルール遵守状況・文書・メール等の内容確認○内部通報制度の効果的な活用<ul style="list-style-type: none">・社内外通報窓口の設置・経営トップによる利用の呼びかけ○社内リニエンシー制度の導入検討	<ul style="list-style-type: none">○有事の場合の体制整備<ul style="list-style-type: none">・迅速な対応のためのマニュアルの作成・マニュアルの通知○社内調査体制の設置と迅速な判断<ul style="list-style-type: none">・競争当局へのリニエンシー申請に係る経営トップの迅速な決断。 <p style="text-align: right;">有事の対応</p>
		平時の対応